

令和5年度 高速鉄道事業会計 第02款 第01項 第40目 第63節 第63細節 委託料

受付番号	種目番号 301	連絡先	委託担当 交通局 高速鉄道本部 運転課 運転 電話 671-3156
------	-------------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名

総合司令所及び新羽信号扱所清掃業務委託

2 履 行 場 所

交通局総合司令所ほか

3 履行期間

期間 令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで

又は期限

期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分

確定契約

概算契約

5 その他特約事項

なし

6 現 場 説 明

不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

総合司令所及び新羽信号扱所における日常清掃

及び定期清掃業務を委託します。

8 部 分 払

■ す る (12回以内)

□ し な い

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 価	金 額
総合司令所 定期清掃業務	各月	12	回	21,995 263,940
総合司令所 日常清掃業務①	各月	12	回	38,939 467,268
総合司令所 日常清掃業務②	各月	12	回	17,424 209,088
総合司令所 日常清掃業務③	各月	12	回	25,042 300,504
新羽信号扱所 定期清掃業務①	6月・9月・12月・3月	4	回	1,652 6,608
新羽信号扱所 定期清掃業務②	4月～3月のいづれか二月	2	回	1,525 3,050
新羽信号扱所 日常清掃業務	各月	12	回	28,189 338,268

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥

1,747,598

内訳業務価格

¥

1,588,726

消費税及び地方消費税相当額

¥

158,872

委託内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
総合司令所 定期清掃業務	第1号内訳書による	1	式	263,940	263,940	
総合司令所 日常清掃業務①	第2号内訳書による	1	式	467,268	467,268	
総合司令所 日常清掃業務②	第3号内訳書による	1	式	209,088	209,088	
総合司令所 日常清掃業務③	第4号内訳書による	1	式	300,504	300,504	
新羽信号扱所 定期清掃業務①	第5号内訳書による	4	回	1,652	6,608	
新羽信号扱所 定期清掃業務②	第6号内訳書による	2	回	1,525	3,050	
新羽信号扱所 日常清掃業務	第7号内訳書による	1	式	338,268	338,268	
小計					1,588,726	
消費税相当額					158,872	
総 合 計					1,747,598	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘要
第1号内訳書(ひと月あたり)						総合司令所定期清掃業務
職員通路	87.90m ²	1	式	2,199	2,199	
エントラスホール・廊下	101.53m ²	1	式	2,640	2,640	
中廊下・リフレッシュコーナー	43.68m ²	1	式	1,100	1,100	
ロッカー室	25.37m ²	1	式	660	660	
係員室(1)・(2)	60.58m ²	1	式	1,320	1,320	
女子・身障者トイレ	12.19m ²	1	式	660	660	
男子トイレ・廊下	35.01m ²	1	式	1,980	1,980	
仮眠室・同通路	157.28m ²	1	式	3,299	3,299	
司令室	366.81m ²	1	式	8,137	8,137	
小計				21,989	21,995	
第2号内訳書(ひと月あたり)						総合司令所日常清掃業務①
浴室	16.20m ²	1	式	9,345	9,345	
脱衣室・踏込	10.62m ²	1	式	1,948	1,948	
洗面室	14.16m ²	1	式	1,948	1,948	
中廊下・リフレッシュコーナー	43.68m ²	1	式	3,894	3,894	
係員室(1)・(2)	60.58m ²	1	式	5,451	5,451	
男子トイレ・廊下	35.01m ²	1	式	16,353	16,353	
小計				38,934	38,939	
第3号内訳書(ひと月あたり)						総合司令所日常清掃業務②
職員通路	87.90m ²	1	式	4,705	4,705	
エントラスホール・廊下	101.53m ²	1	式	6,272	6,272	
女子・身障者トイレ	12.19m ²	1	式	6,447	6,447	
小計					17,424	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
第4号内訳書(ひと月あたり)						総合司令所 日常清掃業務 ③
搬入口	30.19m ²	1	式	3,506	3,506	
ロッカー室	25.37m ²	1	式	1,003	1,003	
仮眠室・同通路	157.28m ²	1	式	6,260	6,260	
司令室	366.81m ²	1	式	14,273	14,273	
小計					25,042	
第5号内訳書(1回あたり)						新羽信号扱所 定期清掃業務 ①
乗務管理所詰所	139.00m ²	1	式	1,652	1,652	
小計					1,652	
第6号内訳書(1回あたり)						新羽信号扱所 定期清掃業務 ②
仮眠室	122.00m ²	1	式	1,525	1,525	
小計					1,525	
第7号内訳書(1回あたり)						新羽信号扱所 日常清掃業務
乗務管理所詰所	139.00m ²	1	式	12,685	12,685	
仮眠室	122.00m ²	1	式	15,504	15,504	
小計					28,189	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

総合司令所及び新羽信号扱所清掃業務委託仕様書

- 1 この仕様書は、総合司令所及び新羽信号扱所清掃について適用する。
- 2 履行場所
横浜市交通局高速鉄道本部総合司令所および新羽信号扱所（横浜市港北区内）
※ 詳細な住所・連絡先については、契約成立後に発注担当から伝達する。
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 この業務に関しては、横浜市交通局契約規程を適用する。総合司令所については総合司令所長の、新羽信号扱所については新羽基地信号係長の指示に従うこと。
- 5 清掃業務に必要な機材、資材等（尿石付着防止及び除菌防カビ剤・消臭剤・芳香剤を含む）はすべて受託者の負担とし、業務に支障のないよう確保する。
ただし、作業に必要な電気、水道及び衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、除菌アルコール等）については、交通局（以下「当局」という。）の負担とする。
- 6 受託者は、清掃業務の遂行に支障のないよう作業員を確保し、この業務に従事する者の中から業務責任者を定めなければならない。
- 7 業務責任者は、次のことを順守し指導監督に努めなければならない。
 - (1) 基地構内における災害防止については、当該区長等の指示を守り、電気施設及び運転中の車両には厳重な注意を払わなければならない。
 - (2) 業務中に発生した「ごみ」は、指定された場所に運搬し処理すること。
- 8 業務に際し、受託者の責めに帰すべき事由により当局に損害を与えたときは、速やかに弁償しなければならない。
- 9 午前9時00分から午後5時00分までの間に作業を実施すること。
- 10 以下に記載するとおり、総合司令所と新羽信号扱所は頻度・方法等が異なるので注意すること。
- 11 総合司令所の定期清掃
 - (1) 作業日
土曜、日曜及び祝日とする。総合司令所長に事前に相談し、日付を確定しておくこと。
 - (2) 清掃種別ごとの年間実施回数

種別	A 清掃	B 清掃	C 清掃	D 清掃	E 清掃
年間実施回数	12	12	12	2	10

(3) 共通清掃方法（弹性床表面洗浄）

- ア 椅子等軽微な什器の移動を行うこと。
- イ 床面を、自在簾、フロアダスター又は真空掃除機で丁寧に除塵すること。
- ウ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布すること。
- エ 洗浄用パットを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄すること。
- オ 吸水用真空掃除機又は床用スクイーザーで汚水を除去すること。
- カ 2回以上床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。
- キ 樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねること。
樹脂床維持材の塗布回数は2回とする。ただし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをすること。
- ク 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻すこと。

(4) 弹性床清掃分類

- ア 「A清掃」 — 職員通路、エントランスホール、廊下、女子・身障者トイレ
- イ 「B清掃」 — 係員室（1）・（2）、男子トイレ、同廊下、中廊下、リフレッシュコーナー
- ウ 「C清掃」 — ロッカー室

(5) 弹性床以外の清掃

- ア 「D清掃」（司令室、仮眠室繊維床洗浄）
床面を真空掃除機等で丁寧に除塵した後、綿パットをカーペケアプレッピ（カーペット洗剤）につけ込み、よく絞った後床磨き機に装着し、丁寧に汚れを除去すること。
- イ 「E清掃」（司令室、仮眠室繊維床除塵）
(ア) 椅子等軽微な什器の移動を行うこと。
(イ) 床面を、自在簾、フロアダスター又は真空掃除機で丁寧に除塵すること。

(6) 個別面積

床面積単位：m ²				
階数	場 所	床面積	清掃分類	備 考
1 F	職員通路	87.9	A	
	エントランスホール・廊下	101.53	A	
	中廊下・リフレッシュコーナー	43.68	B	
	ロッカー室	25.37	C	
	係員室（1）・（2）	60.58	B	
	女子・身障者トイレ	12.19	A	
	男子トイレ・廊下	35.01	B	
	仮眠室・同通路	157.28	D・E	
	司令室	366.81	D・E	
個別面積	計	890.35		

(7) 清掃面積集計 単位：m²

種別	面積
A清掃	201.62
B清掃	139.27
C清掃	25.37
D・E清掃	524.09
計	890.35

(8) 実施月一覧

単位：回

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
B清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
C清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
D清掃		○						○					2
E清掃	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	10

12 総合司令所の日常清掃

(1) 作業日

土曜、日曜、祝日及び休序日（12月29日から1月3日まで）を除く毎日とする。

(2) 業務内容

対象	作業項目	作業内容
弹性床清掃 硬質床清掃	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
繊維床清掃	除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。
	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
コンクリート床 灰皿	除塵	砂塵を自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き払う。
	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿を拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器を拭く。
便所、洗面所及び 浴室の床清掃	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
扉・便所面台へだて	部分拭き	汚れた部分を、水または専用洗剤を用いて洗浄する。
洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
鏡	拭き	乾拭きして仕上げる。
衛生陶器	洗浄	専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同様に、金属類も磨き上げる。尿石が付着している場合は除去すること。排水口蓋については、裏面も行う。また、尿石付着防止剤を使用することとし、月1回以上交換すること。
衛生消耗品	補充	トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器を洗浄する。
* 浴室については、毎回実施可能な時間帯を総合司令所長に事前確認しておくこと。		

(3) 個別面積及び清掃頻度

階数	場所	床面積(m ²)	頻度	床仕上げ	備考
1 F	浴室	16.2	毎日（平日）	弹性床・硬質床	
	脱衣室・踏込	10.62	毎日（平日）	弹性床	
	洗面室	14.16	毎日（平日）	弹性床	
	中廊下・リフレッシュコーナー	43.68	毎日（平日）	弹性床	
	係員室（1）・（2）	60.58	毎日（平日）	弹性床	
	男子トイレ・廊下	35.01	毎日（平日）	弹性床	
	職員通路	87.9	週2回	弹性床	
	エントランスホール・廊下	101.53	週2回	弹性床	
	女子・身障者トイレ	12.19	週2回	弹性床	
	ロッカ一室	25.37	週1回	弹性床	
	仮眠室・同通路	157.28	週1回	繊維床	
	司令室	366.81	週1回	繊維床	
	搬入口	30.19	週1回	コンクリート床	
計		961.52			

13 新羽信号扱所の定期清掃

(1) 作業回数等

乗務管理所詰所は年4回、寝室は年2回実施する。
新羽基地信号係長に事前に相談し、日付を確定しておくこと。

(2) 乗務管理所詰所の清掃方法（弹性床表面洗浄）

- ア 椅子等軽微な什器の移動を行うこと。
- イ 床面を、自在箒、フロアダスター又は真空掃除機で丁寧に除塵すること。
- ウ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布すること。
- エ 洗浄用パットを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄すること。
- オ 吸水用真空掃除機又は床用スクイーザーで汚水を除去すること。
- カ 2回以上床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。
- キ 樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねること。
樹脂床維持材の塗布回数は2回とする。ただし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをすること。
- ク 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻すこと。

(3) 寝室の清掃方法（繊維床洗浄）

床面を真空掃除機等で丁寧に除塵した後、綿パットをカーペケアプレップ（カーペット洗剤）につけ込み、よく絞った後床磨き機に装着し、丁寧に汚れを除去すること。

(4) 個別面積及び清掃頻度

床面積単位：m²

3 F	乗務管理所詰所	139	年4回	弹性床	
	寝室（仮眠室）	122	年2回	繊維床	
	計	261			

14 新羽信号扱所の日常清掃

(1) 作業回数等

乗務管理所詰所・寝室ともに、土曜、日曜、祝日及び休序日（12月29日から1月3日まで）を除く日のうち2日に1回とする。新羽基地信号係長に事前に相談し、日付及び作業可能時間帯を確定しておくこと。

(2) 業務内容

対象	作業項目		作業内容
乗務管理所詰所	弹性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
寝室（仮眠室）	繊維床	除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器を拭く。

(3) 面積

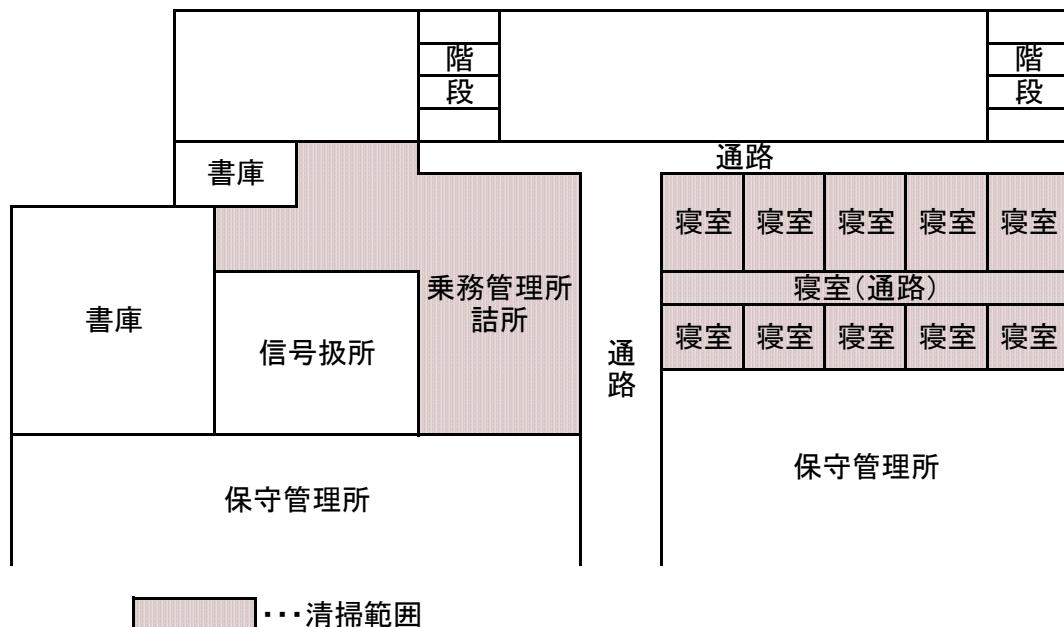
床面積単位：m²

階数	場所	床面積	備考
3 F	乗務管理所詰所	139.00	2日に1回（平日）
	寝室（仮眠室）	122.00	2日に1回（平日）
計		261.00	

15 共通事項

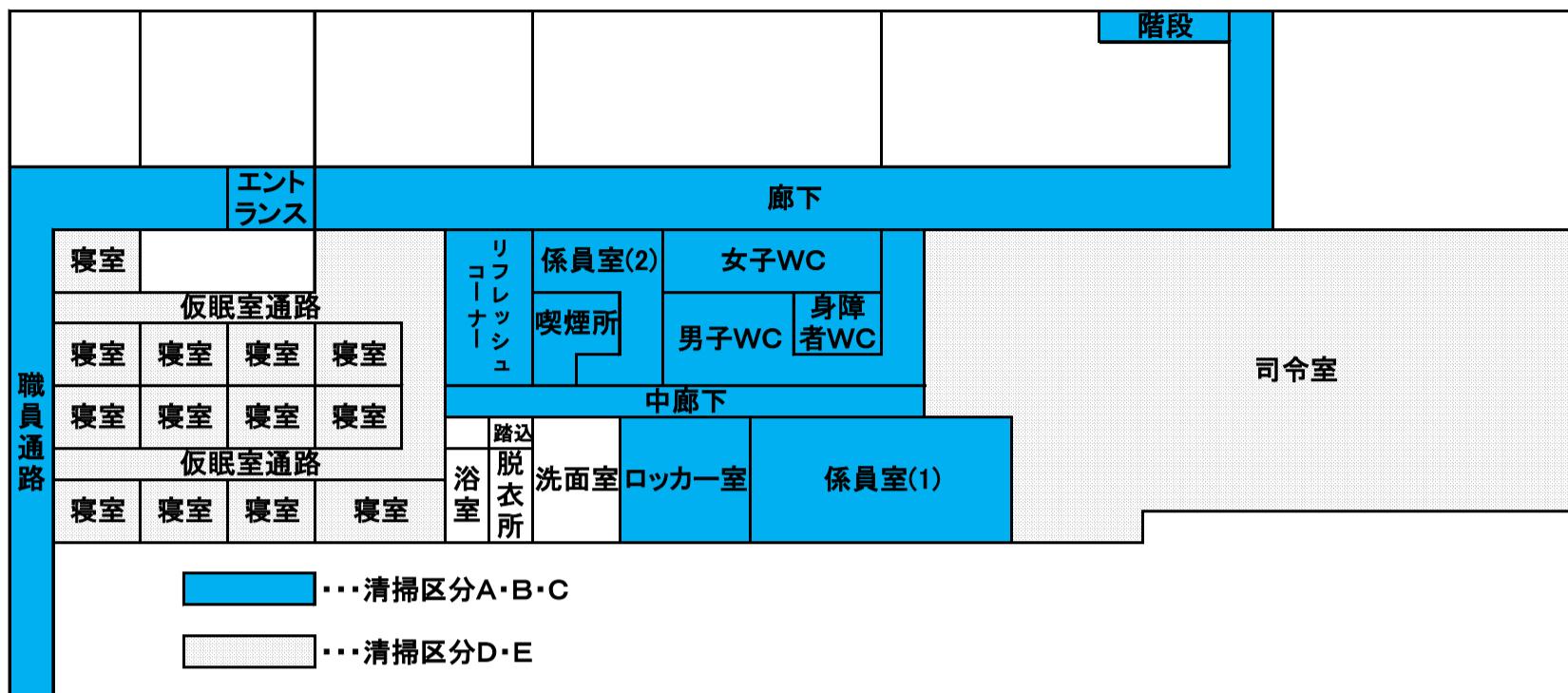
- (1) 業務の実施に当たっては、常に火災、盗難等事故が発生しないように行うこと。
- (2) 業務を終了したときは、総合司令所は総合司令所長に、新羽信号扱所は新羽基地信号係長に報告し確認を受けること。
- (3) 委託代金内訳書、作業工程表、作業終了確認書等の提出物に関して契約締結後に速やかに発注担当と協議すること。
- (4) 業務に使用する清掃用具及び材料は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、清掃場所に応じたものを使用すること。
- (5) 作業員は、清掃場所の状況及び清掃内容を認識し、当局事業に支障のないよう十分注意すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義を生じた場合は、発注担当と協議すること。

新羽信号扱所 平面図(定期・日常清掃範囲図) (新羽車両基地内 3階)

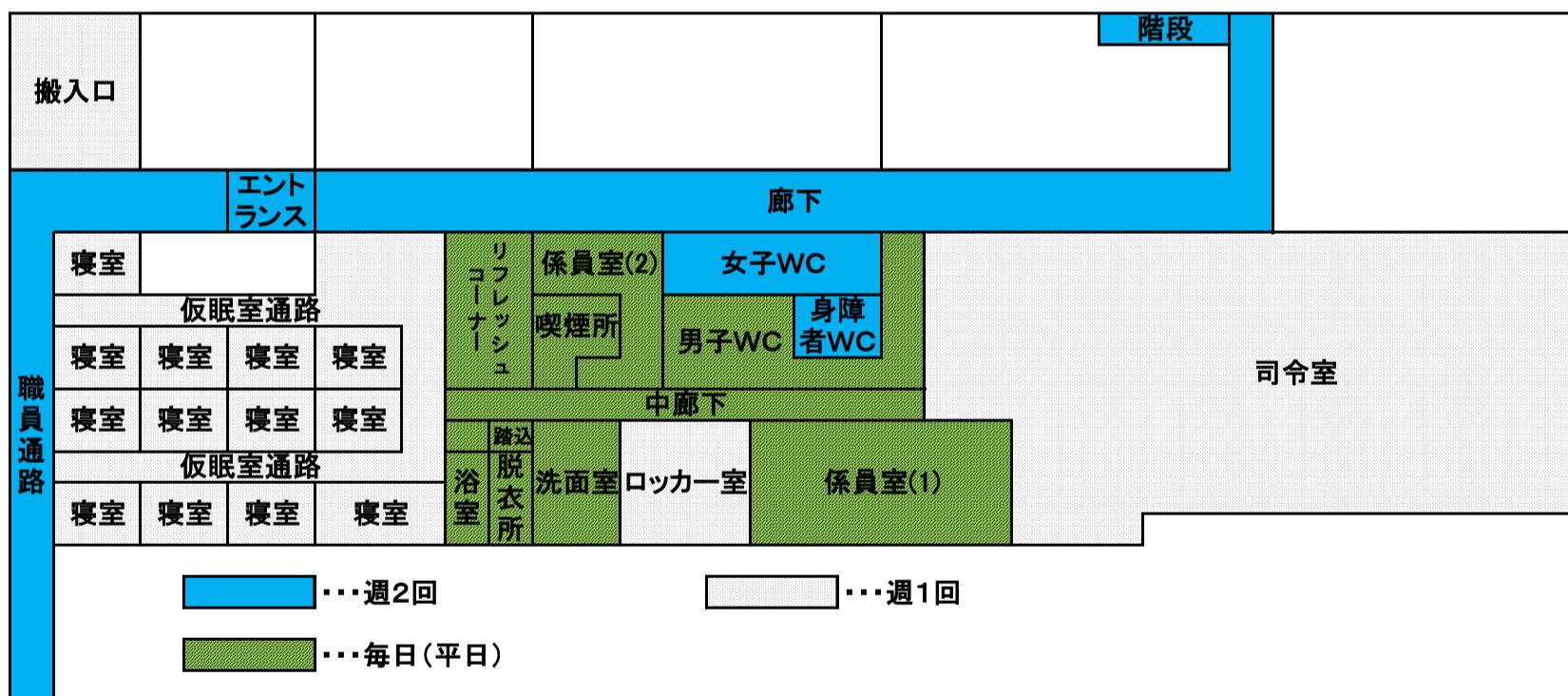


総合司令所平面図

(定期清掃範囲図)



(日常清掃範囲図)



新羽信号扱所
日常清掃業務 作業完了確認書

受託者：

令和 年 月 実施分

※作業者・確認者欄に作業終了後サイン又は押印すること。

日付	作業者	交通局確認	備考	日付	作業者	交通局確認	備考
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			

上記のとおり作業完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

横浜市交通局

新羽乗務管理所 基地信号係長

(清掃場所にてサイン又は押印完了後月末に運転課へ送付)

総合司令所
日常清掃業務 作業完了確認書

受託者：

令和 年 月 実施分

※作業者・確認者欄に作業終了後サイン又は押印すること。

日付	作業者	交通局確認	備考	日付	作業者	交通局確認	備考
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			

上記のとおり作業完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

横浜市交通局

総合司令所長

(清掃場所にてサイン又は押印完了後月末に運転課へ送付)

総合司令所
定期清掃業務 作業完了確認書

受託者:

実施日 : 令和 年 月 日

作業時間 : 時 分 から 時 分 まで

作業人数 : 名 (責任者を含む)

作業内容 (記入例 A B 清掃実施)

備考

上記のとおり作業完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

交通局確認者

実施責任者

(清掃場所にてサイン又は押印完了後運転課へ送付)

新羽信号扱所
定期清掃業務 作業完了確認書

受託者:

実施日 : 令和 年 月 日

作業時間 : 時 分 から 時 分 まで

作業人数 : 名 (責任者を含む)

作業内容 (記入例 A B 清掃実施)

備考

上記のとおり作業完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

交通局確認者

実施責任者

(清掃場所にてサイン又は押印完了後運転課へ送付)

個人情報の保護等に関する特記仕様書

個人情報の保護等に関する遵守事項は次のとおりとする。(適用はレ)

1 「個人情報取扱特記事項」について

- 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用する。
受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、本特記事項を遵守しなければならない。
- 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用しない。ただし、契約の途中で、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いが必要となったときは、「個人情報取扱特記事項」を適用し、受託者は本特記事項を遵守しなければならない。

なお、特記事項の規定中「横浜市長」とあるのは「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

また、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）の提出先は、横浜市交通事業管理者とする。

工事（製造を含む。）においては、「委託者」とあるのは「発注者」と、「受託者」とあるのは「請負人」と、「再受託者」とあるのは「下請負人」と読み替えるものとする。

2 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」について（工事（製造を含む。）は対象外）

- 本契約は「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を適用する。
受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、本特記事項を遵守しなければならない。